

在米沖縄関係資料収集業務委託一般競争入札公告

以下のとおり公告する。

令和6年3月28日

沖縄県知事 玉城 康裕

一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 在米沖縄関係資料収集業務
- (2) 委託内容 委託業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日～令和7年2月28日

入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (3) 国税及び沖縄県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 参加資格認定の日において、現に沖縄県及び沖縄県内市町村から指名停止及び指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 最近3年間で国又は地方公共団体と同種の業務実績があること。
- (10) 沖縄県内に事業所を有すること。
- (11) 本委託事業の公告内容及び仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。
- (12) 共同企業体で参加する場合
 - ア 共同企業体で参加する場合は、管理法人を1者置くものとする。管理法人は本来業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、構成する法人を代表し、県内において業務の進捗や調整に円滑に対応できること。
 - イ すべての構成員が上記(1)から(8)を満たし、いずれかの構成員により(9)及び(10)の要件を満たしていること。
 - ウ 構成員が他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札業務に参加しないこと。

入札日時及び場所

- (1) 日時：令和6年4月16日（火曜日）午後3時
- (2) 場所：沖縄県本庁舎5階第1会議室
- ※ 本公告及び別掲の契約書案並びに仕様書案を事前に確認した上で入札に参加すること。
- ※ 上記入札参加資格を満たしていることを証する「一般競争入札参加資格確認申請書」と関係書類を令和6年4月9日（火曜日）までに提出すること。

本案件に関する質問・回答

- (1) 質問について
 - 入札関係手続き、業務仕様に関する確認・質問事項がある場合には、質問書（別添の様式）を下記宛先へメール又はファクシミリにて送付すること。
 - ① 質問の宛先： 沖縄県総務部総務私学課
電子メール：aa002003@pref.okinawa.lg.jp
FAX 番号 098-866-2079
 - ② 質問期限：令和6年4月4日（木曜日）
- (2) 回答について
 - 令和6年4月8日（月曜日）までに沖縄県総務私学課ホームページ上で回答する。

入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第 100 条第 1 項の規定により、入札金額の 100 分の 5 以上を県に納付すること。ただし、同条第 2 項各号に該当する場合は免除とする。(別添の「入札保証金について」を参照すること)

(2) 契約保証金

沖縄県財務規則第 101 条第 1 項の規定により、入札金額の 100 分の 10 以上を県に納付すること。ただし、同条第 2 項各号に該当する場合は免除とする。

入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札に関する注意事項

- (1) 入札は本人が行うのが原則であるため、本人の印鑑を持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出すること。
- (3) 入札書、委任状は、規則で定められたものを提出すること。
- (4) 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りのないように確認すること。
- (5) 入札者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は開札の前後を問わず、引換、変更又は取消をすることができない。
- (6) 1 回の入札で落札しない場合は再度入札を行うため、入札書はコピーして 3 部準備すること。

入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任状を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱している、又は不明瞭な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札
- (8) 委任状を持参しない代理人が行った入札

落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

その他

- (1) 詳細については、契約書案及び仕様書案による。
- (2) 提出された書面は返却しない。

関連資料

- ・ 契約書案
- ・ 仕様書案
- ・ 質問書
- ・ 一般競争入札参加資格確認申請書
- ・ 入札保証金について
- ・ 入札書
- ・ 委任状

問合せ先

沖縄県総務部 総務私学課
文書法規班 担当者：翁長
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 6階
TEL：098-866-2074 FAX：098-866-2079
電子メール：aa002003@pref.okinawa.lg.jp